

国家公務員法等の一部を改正する法律案の概要

- 内閣の人事管理機能の強化を図るため、内閣人事局を設置し、幹部職員人事の一元管理に関する規定等を創設。
- 国家公務員の退職管理の一層の適正化を図るため、官民人材交流センター及び再就職等監視委員会を廃止し、再就職等規制違反行為の監視等を行う新たな組織を整備。

I 内閣の人事管理機能の強化等

1 幹部職員人事の内閣一元管理

(1) 適格性審査及び幹部候補者名簿

- ① 内閣総理大臣(内閣官房長官に権限委任)は、幹部職員、各任命権者が推薦した者及び公募に応募した者等について、幹部職に属する官職に係る標準職務遂行能力の有無を判定するための審査(「適格性審査」)を行う。

※ 幹部職員:事務次官、外局長官、局長、部長又はこれらに準ずる官職であつて政令で定めるもの(「幹部職」)を占める職員。

- ② 内閣総理大臣(内閣官房長官に権限委任)は、適格性審査に合格した者について、幹部候補者名簿を作成する。

(2) 任免協議等

- ① 任命権者は、幹部候補者名簿に記載されている者の中から幹部職員を任用する。

- ② 内閣総理大臣又は内閣官房長官は、内閣の重要政策を実現するために内閣全体の視点から適切な人材を登用する必要があると判断するときは、任命権者に対し、幹部職員の任免について協議を求めることができる。

- ③ 任命権者は、幹部職員の任免を行う場合は、あらかじめ内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議する。

(3) 幹部職員の公募

幹部職員の公募は、内閣総理大臣が一元的に実施する。

2 幹部職員人事の弾力化

幹部職員について適材適所の人事を柔軟に行えるようにするため、事務次官及びこれに準ずる官職、局長及びこれに準ずる官職並びに部長及びこれに準ずる官職は、同一の職制上の段階に属するとみなす。

3 内閣人事局

- (1) 内閣官房に内閣人事局を置く。

- (2) 内閣人事局は、幹部職員人事の内閣一元管理に関する事務、国家公務員制度改革推進本部に関する事務を所掌する。これに伴い、国家公務員制度改革基本法の一部を改正する。

- (3) 内閣人事局長は、内閣総理大臣が内閣官房副長官又は関係のある副大臣その他の職を占める者の中から指名する者をもって充てる。
- (4) 設置時期は平成22年4月1日。

Ⅱ 国家公務員の退職管理の一層の適正化

1 民間人材登用・再就職適正化センター

- (1) 内閣府に、民間人材登用・再就職適正化センター(以下「センター」という。)を置く。
- (2) センターは、次に掲げる事務を行う。
 - ① 組織の改廃等に伴い離職を余儀なくされることとなる職員の離職に際しての再就職の支援
 - ② 民間企業に現に雇用され、又は雇用されていた者の採用及び官民人事交流(現役職員の人事交流)の支援
 - ③ 再就職等規制違反行為についての調査・勧告及び再就職等規制の例外承認【再就職等監視・適正化委員会に委任】
 - ④ 再就職等規制等の適切な運用確保のために必要と認められる措置の勧告
 - ⑤ その他法律の規定によりその権限に属させられた事項の処理
- (3) センター長は、内閣総理大臣が指名する国務大臣をもって充てる。
- (4) センター長の関係行政機関の長に対する協力要求及び意見陳述、関係行政機関の長以外の者に対する協力依頼を定める。

2 再就職等監視・適正化委員会

- (1) センターに、中立公正の立場で、独立して職権を行使する第三者機関として、再就職等監視・適正化委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- (2) 委員会は、次に掲げる事務を行う。
 - ① 再就職等規制違反行為についての調査・勧告及び再就職等規制の例外承認
 - ② 再就職等規制の遵守に関する指導・助言
 - ③ 再就職等規制等の適切な運用確保のために必要と認められる措置の調査審議等
 - ④ その他法律の規定によりその権限に属させられた事項の処理
- (3) 委員会は、委員長(常勤 1 名)と委員(非常勤)4 名で組織。委員長及び委員は、役職員歴のない者から両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命する。
- (4) 委員会に、再就職等監察官(役職員歴のない者を任命)及び事務局を置く。
- (5) 再就職等規制違反行為の調査・勧告に関する手続等を定める。

3 設置時期

平成 22 年 4 月 1 日